

革新的増養殖市場等調査業務

プロポーザル実施要領

令和3年11月

岩手県県北広域振興局

革新的増養殖市場等調査業務事業者選定プロポーザル実施要領

この「革新的増養殖市場等調査業務事業者選定プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）は、岩手県北広域振興局（以下「局」という。）が実施する「革新的増養殖市場等調査業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 契約の種類

本契約は公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により受託候補者を選定し、「資料2 業務仕様書」に掲げる業務について、局と受託候補者が協議のうえ、契約を締結するものであること。

2 本業務の概要

- (1) 業務件名
革新的増養殖市場等調査業務
- (2) 委託業務内容
資料2 業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間
委託契約締結の日（概ね12月下旬）から令和4年3月25日（金）まで
- (4) 予算額
914,000円以内（税込）

3 業務提案を求める内容

資料3 業務提案書作成要領のとおり

4 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者により共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、局との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合は、それぞれの構成員が委託業務の実施上の役割を明らかにすること。

- (1) 局や関係する機関等と連携し、事業にあたることができること。
- (2) 国又は地方公共団体等の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を、元請として受注した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (6) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経

営に關与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な關係を有している者でないこと。

- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8)に規定する期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (10) 単独提案した参加者は、他の共同提案の構成員となることはできないこと。

5 プロポーザル参加手続き等

- (1) 担当
岩手県北広域振興局水産部（久慈地区合同庁舎6階）
〒028-8042 岩手県久慈市八日町1-1
電話：0194-53-4985 FAX：0194-61-1164
電子メール：BK0005@pref.iwate.jp
- (2) 実施要領等の入手方法
プロポーザルに関する実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。
※ トップページ（<http://www.pref.iwate.jp/>）⇒「入札・コンペ・公募情報」
- (3) 本業務及びプロポーザルに関する質問の受付・回答
 - ① 受付期間
令和3年11月29日（月） 午後5時必着
 - ② 受付場所
上記「5（1）の担当」に同じ。
 - ③ 提出方法
「様式2 プロポーザル実施要領等に関する質問票」に質問の内容を簡潔に記入のうえ、原則電子メール又はFAXにより提出するものとする。
 - ④ 回答方法
受け付けた質問については、令和3年12月6日（月）までに、電子メールまたはFAXにより質問者あて回答するとともに、岩手県公式ホームページに掲載するものとする。なお、質問者名は公表しない。
- (4) 参加申込書類の提出
プロポーザルに参加しようとする者は、下記期限までに必要書類を揃えて持参又は郵送により、上記「5（1）担当」に提出すること。
 - ① 提出期限
令和3年11月29日（月） 午後5時必着
 - ② 提出書類
様式1 プロポーザル参加申込書
様式4 会社概要（記載内容を網羅している既存資料による提出も可）
様式5 業務実績（記載内容を網羅している既存資料による提出も可）
 - ③ 確認結果
参加資格の確認結果は、令和3年12月6日（月）までに文書により通知する。

- ④ その他留意事項
- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。
 - ・ 参加申込書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の提案を無効とすることがある。
 - ・ 参加者は、下記「7 受託候補者の選定方法に関する事項」に定める業務提案選定委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。
- (5) プロポーザルの参加が認められなかった者に対する説明
- 確認の結果、プロポーザルの参加が認められなかった者は、岩手県に対して、文書（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。
- ① 提出期限
令和3年12月13日（月） 午後5時必着
- ② 提出先及び提出方法
上記「5（1）担当」まで持参又は郵送により提出すること。
- ③ 回答
局は、説明を求められたときは、令和3年12月20日（月）までに、説明を求められた者に対して、文書によりその理由を回答する。

6 業務提案について

- (1) 業務提案書等の提出
- 参加者は、「資料3 業務提案書作成要領」に掲げる内容が盛り込まれた業務提案書等を、下記により提出するものとする。
- ① 提出期限
令和3年12月13日（月） 午後5時必着
- ② 提出書類
「資料3 業務提案書作成要領」に掲げる書類
- ③ 提出先及び提出方法
- ・ 上記「5（1）担当」まで持参又は郵送により提出すること。
 - ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
 - ・ 郵送の場合は、封筒表に「プロポーザル提案書 在中」の旨を朱書きし、①の日時までに必着のこと。
- ④ 留意事項
- ・ 参加者1者につき1提案とする。
 - ・ 業務提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- (2) 業務提案の無効
- 参加届出書類の確認の結果、参加資格が認められなかった者の業務提案又は次のいずれかに該当する業務提案は、無効とする。
- ① 提出期限を過ぎて提出された提案
- ② 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95号（錯誤）に該当する提案
- ③ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④ その他企画競争に関する条件に違反した提案

7 受託候補者の選定方法等に関する事項

- (1) 受託候補者の選定方法
参加者の業務提案の審査は、「資料4 プロポーザル審査要領」に基づき、業務提案選定委員会において行うものとする。
- (2) 業務提案選定委員会の開催
 - ① 開催日
令和3年12月中旬予定
 - ② 開催方法等
 - ・ 審査は、参加者から提出された業務提案書に基づいて行う。
 - ・ 書類審査の形式をとることから、提案者からの説明は不要であること。
- (3) 受託候補者の決定
「資料4 革新的増養殖市場等調査業務プロポーザル審査要領」のとおり。

8 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約保証金
岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。
- (3) 契約内容及び仕様書
契約内容及び仕様書については、受託候補者と岩手県が協議のうえ決定する。
- (4) 契約結果の公表
岩手県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。

9 公正なプロポーザルの実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して業務提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

10 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ① 参加者が局に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。
 - ② 提出書類は返却しないものとする。
 - ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。
- (2) プロポーザル参加に要する経費について
プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) スケジュール (予定)

- | | | |
|--------------------|------|------------|
| ① プロポーザル実施要領等の公表 | 令和3年 | 11月22日 (月) |
| ② 質問票の提出期限 | | 11月29日 (月) |
| ③ プロポーザル参加申込書等提出期限 | | 11月29日 (月) |
| ④ 参加資格確認結果の通知期限 | | 12月6日 (月) |
| ⑤ 質問に対する回答期限 | | 12月6日 (月) |
| ⑥ 業務提案書等提出期限 | | 12月13日 (月) |
| ⑦ 審査会 (書類審査) | | 12月中旬予定 |
| ⑧ プロポーザル結果通知 | | 12月中旬予定 |
| ⑨ 契約締結 | | 12月下旬予定 |

※ 現在の予定であり、変更の場合は、その都度別途通知する。

(4) その他

- ① プロポーザル参加申込書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、岩手県一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- ② 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合にあつては、参加資格を認めないことがある。